

平成 30 年 3 月 23 日
中国四国管区行政評価局

「道の駅の機能向上に関する調査 -地方創生の推進-」の結果通知に対する 改善措置状況(2 回目のフォローアップ)の概要(ポイント)

中国四国管区行政評価局等が、道の駅における地方創生に資する取組及び道の駅の管理・運営状況を調査し、国土交通省中国地方整備局に改善措置を講ずるよう求めていたことについて、中国地方整備局から 2 回目の回答がありましたので、お知らせします。

【結果の通知先】中国地方整備局 【通知日】平成 29 年 1 月 31 日 【1 回目の回答日】平成 29 年 3 月 31 日
【2 回目の回答日】平成 30 年 3 月 16 日

なお、調査結果の概要（報道資料）、結果報告書及び改善状況（1 回目の回答の報道資料）については、中国四国管区行政評価局のホームページに掲載しています。

道の駅とは

- 道路利用者の快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供するため、平成 5 年に制度発足
- 施設設置者（市町村等）は、国土交通省道路局長に登録申請書を提出することにより、道の駅として登録
- 道の駅の登録を受けるには、十分な容量の駐車場と清潔な便所を備えることなどの要件あり
- 整備方式：駐車場、トイレ等を道路管理者が整備し、その他の施設（地域振興施設等）を設置者（市町村等）が整備する一体型と全ての施設を設置者が整備する単独型がある

<本件照会先>

中国四国管区行政評価局
評価監視部第 4 評価監視官 内田
（電話）082-228-6327
評価監視部第 6 評価監視官 津江
（電話）082-228-6209

1 情報提供等の機能の向上

改善通知事項〔調査結果〕

- 直轄国道沿いにある道の駅に対し、道路の通行に関する情報等、道の駅利用者にとって有用な情報を提供するように一層努めること
 - 古い道路情報に基づき案内している中国地方整備局の施設は、最新の情報を反映したものに改善すること
 - 国土交通省が整備した道路情報案内パネルで、高速道路開通前の道路情報を基に、目的地までの所要時間や経路の情報を提供しているなど、古い道路情報を提供している（3 駅）
 - 直轄国道沿いに整備された道の駅に対し、道路管理者（国）から通行規制情報が提供されていないため、道の駅利用者に通行規制に関する情報が提供されていない（1 駅）

改善措置状況

古い道路情報を提供していると指摘のあった 3 駅については、道の駅の利用者に誤解を招かないように最新の情報を提供するなど改善措置を行った。

また、指摘のあった道の駅の情報提供の方法については、関係者等と調整を重ね、道の駅スポット（※）を設置し、道路利用者にとって有用な情報が提供できるよう改善措置を行った。

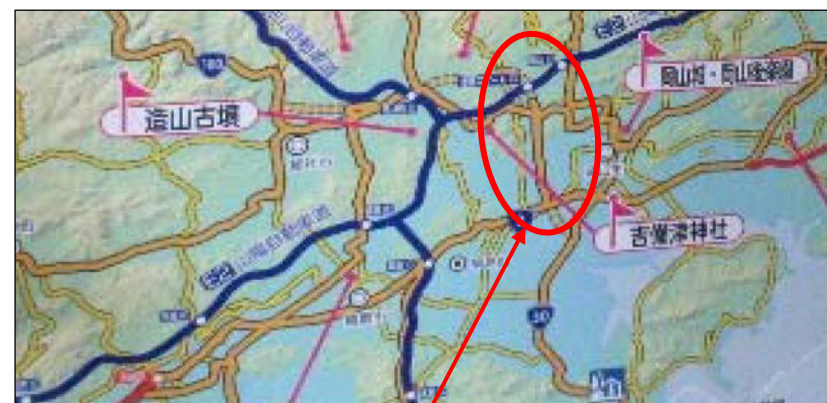
（※道の駅スポット：無料公衆無線LANを活用して、当該道の駅の情報や道路交通、気象・災害などの各種情報を提供する国土交通省の情報提供システム）

さらに、中国地方整備局が道路管理者として整備した管内の道の駅の点検を行った結果、1 駅で古い道路情報等で案内している状況が確認され、最新の情報を反映するなど、より有用な情報提供となるよう改善措置を行った。

改善例



道の駅スポットを設置



最新の情報（道路の新規開通箇所）を反映した地図に修正

2 バリアフリー化の推進

改善通知事項〔調査結果〕

○ 中国地方整備局が整備した施設（駐車場、便所、歩行経路）については、バリアフリー化の状況を改めて点検し、必要な改善を行うこと（8 駅）

- 【駐車場】・ 標識が設置されていない又は設置されていても経路案内が不十分なため、障害者用駐車場の位置が分かりづらい（2 か所）
- ・ 障害者用駐車場及びこれに接続する通路に屋根が設置されていない（2 か所）
 - ・ 障害者用駐車場から障害者用便所までの間に車路を横断する必要があり、利用者の安全確保措置が十分でない（1 か所）
- 【便所】・ オストメイト用設備が設置されていない（3 か所）
- ・ オストメイト用設備が設置されているが、便所入口にオストメイトマークが表示されていない（1 か所）
 - ・ 一般用便所、障害者用便所の標識が小さいことなどから便所の場所が分かりづらい（1 か所）

（注）上記は、中国地方整備局が道路管理者として整備した施設に関する指摘事項であり、当局の調査結果においては、このほか、道の駅設置者や中国地方整備局以外の道路管理者が整備した施設に関係した指摘も行っている。

改善例



階段に手すりを設置

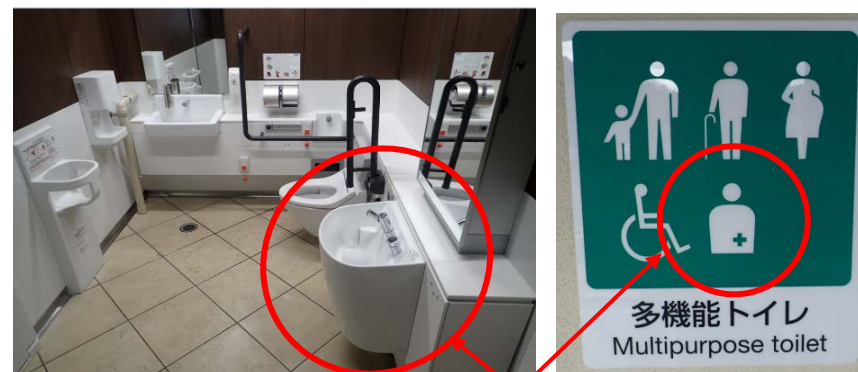
改善措置状況

中国地方整備局が道路管理者として整備した施設で指摘のあった 8 駅（10 か所）のうち、5 駅（5 か所）については、サインの設置や大型化など、高齢者、障害者等の利便及び安全性の向上に向けて改善措置を行った。

残る 3 駅（5 か所）は、障害者用駐車場の上屋設置等多額の予算が必要となるものであり、駐車場の再配置やトイレのリニューアルなど道の駅の質的向上の取組に合わせ、順次改善していく予定である。

また、管内の点検を行った結果、7 駅（14 か所）で改善が望ましい箇所が確認され、このうち 6 駅（12 か所）については、手すりや障害者用誘導ブロックの設置など、高齢者、障害者等の利便及び安全性の向上に向けて改善措置を行った。

残る 2 駅（2 か所）については、障害者用駐車場の上屋設置であり多額の予算が必要となることから、駐車場の再配置など道の駅の質的向上の取組に合わせ、順次改善していく予定である。



オストメイト用設備を設置するとともにそのマークを表示

3 利用者の安全確保

改善通知事項〔調査結果〕

○ 中国地方整備局が道路管理者として駐車場等を整備した道の駅の交通安全対策に係る課題を把握し、対策が必要と判断されるものについては、関係機関（道の駅設置者、関係する道路管理者、警察等）と連携の上、必要な対策を講ずること

道の駅の駐車場内における利用者の車両通行の安全確保対策が不十分な例あり

- ・ 駐車場の入口と出口がそれぞれ別に設けられているが、入口から出る車両があり、入口から入る車両との接触事故のおそれあり（1 駅）
- ・ 2 か所の駐車場出口のうち信号機がない出口については右折を禁止しているが、右折する車両があり、通行車両と接触事故が発生している（1 駅）

改善例



出口への誘導看板を設置

改善措置状況

指摘のあった道の駅（2 駅）のうち 1 駅については、道の駅設置者等関係機関と連携の上、路面表示の見直し、看板の設置等の改善措置を行った。

残る 1 駅については、関係者等と調整を重ね、誘導看板を設置するなど道の駅利用者の安全性向上に向けて改善措置を行った。

また、管内の点検を行った結果、1 駅で改善が望ましい箇所が確認され、駐車場の再配置に合わせ歩行者動線を確保するなど、道の駅利用者の安全性向上に向けて改善措置を行った。



歩行者動線を設置（カラー舗装）